

議案第26号

世田谷区教育委員会服務監察規程

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区教育委員会の服務監察機関が行う幼稚園教育職員等の服務に関する監察及びその処理に当たり基本的事項を定め、監察事務の公正な実施を図るため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第5号

教育委員会事務局  
教育機関

世田谷区教育委員会服務監察規程を次のように定める。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会服務監察規程

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の服務監察機関が行う教育委員会が任命する幼稚園教育職員（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第2条に規定する職員をいう。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「幼稚園教育職員等」という。）の服務に関する監察及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もって幼稚園教育職員等の非行及び事故の発生を予防し、公務に対して寄せられる区民の信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

服務監察 予防監察及び事故監察をいう。

予防監察 幼稚園教育職員等の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容を監察することをいう。

事故監察 服務に関する法令等の規定に違反し、又はその疑いがあると認められる幼稚園教育職員等の行為その他の服務状況を監察することをいう。

(服務監察の対象)

第3条 服務監察は、幼稚園教育職員等について行う。

(服務監察事項)

第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

職務に関して発生した幼稚園教育職員等の非行及び事故又はその疑いがある行

為に関すること。

幼稚園教育職員等の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関すること。

前2号に掲げるもののほか、幼稚園教育職員等の服務状況に関すること。

幼稚園教育職員等の服務に関連する事務事業に関すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2の規定に基づく幼稚園教育職員等の賠償責任の調査に関すること。

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めること。

（服務監察の実施機関）

第5条 服務監察は、教育委員会の命により、主任監察員の指揮の下に、監察員及び副監察員が実施する。

2 主任監察員には教育政策・生涯学習部長の職にある者を、監察員には教育総務課長の職にある者を、副監察員には教育総務課調整係長の職にある者をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、その事案に係る監察員及び副監察員を別に指名することができる。

（主任監察員等の責務）

第6条 主任監察員、監察員及び副監察員（以下「主任監察員等」という。）は、服務監察を行うに当たっては、公正を期し、区民の信頼に応えなければならない。

2 主任監察員等は、事故監察を行うに当たっては、事故監察の対象となる幼稚園教育職員等の人権を侵害しないように努めなければならない。

3 服務監察の内容は、機密とし、主任監察員等は、その保持に努めなければならない。

4 主任監察員等は、服務監察に関し、関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努めなければならない。

（服務監察の基本的事項の策定等）

第7条 主任監察員は、服務監察を行うに当たっては、服務監察の基本的事項を定めなければならない。

2 主任監察員は、予防監察を行うに当たっては、前項の基本的事項に基づき実施計画を策定しなければならない。

（服務監察資料の提出等）

第8条 主任監察員は、服務監察に関し必要があるときは、その事案に係る部長

等（以下「関係部長等」という。）に対し、調査書、報告書その他の関係資料の提出又は立会い若しくは説明を求めることができる。

2 主任監察員は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、又はその疑いがあると認められる幼稚園教育職員等及びその関係者から事情を聴取することができる。

3 主任監察員等が服務監察を行う場合において、関係部長等及びその担任する事務に従事する職員は、主任監察員等に協力しなければならない。

（非行及び事故の報告等）

第9条 部長等は、第4条第1号若しくは第2号に該当する事実を知ったとき又は同条第5号に規定する調査により幼稚園教育職員等に賠償責任があることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、主任監察員に事故監察を行うことを命ずることができる。

（服務監察の結果の報告）

第10条 主任監察員は、予防監察を行ったときは改善意見書を、事故監察を行ったときは措置意見書を作成し、これらの意見書により服務監察の結果を教育委員会に報告しなければならない。

（服務監察の結果に基づく措置命令等）

第11条 教育委員会は、前条の規定による服務監察の結果の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係部長等に対し必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 教育委員会は、前条の服務監察の結果が幼稚園教育職員等の身分に係るものであり、かつ、必要があると認めるときは、当該幼稚園教育職員等の処分について世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（令和5年3月世田谷区教育委員会訓令甲第6号）第1条に規定する世田谷区教育委員会分限懲戒審査委員会に諮問する。

（改善措置状況の報告）

第12条 関係部長等は、前条第1項の規定により必要な措置を講ずることを命じられたときは、その事項について速やかに必要な措置を講じ、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

( 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程の廃止 )

2 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程 ( 令和元年8月世田谷区教育委員会訓令甲第1号 ) は、廃止する。